

5 計画策定の基本的な考え方

- (1) 新町建設計画は、合併後の新町において策定することとなる新町の総合振興計画の指針となるものである。
- (2) 新町のまちづくりの基本方針の策定にあたっては、将来を見据え総合的かつ長期的視野に立つものとする。
- (3) 新町建設計画は、その実施を通じて、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うものとする。
- (4) 新町建設計画は、その実施を通じて、適正な職員体制等行政改革を推進し、組織及び運営の合理化を図るものとする。
- (5) 新町建設計画は、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (6) 公共的施設の統合整備については、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、さらに財政事情も考慮のうえ検討するものとする。
- (7) 新町の財政計画については、地方交付税、国や県の負担金及び補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

都幾川村・玉川村合併協議会開催予定

第5回合併協議会

平成17年1月12日(水)

場 所 玉川村中央公民館2階

第6回合併協議会

平成17年1月26日(水)

場 所 都幾川村中央公民館3階

開催時間はいずれも14時00分です。

都合により、日程が変更になる場合があります。変更になった場合は、ホームページでお知らせします。なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたします。ご協力をお願いいたします。

都幾川村・玉川村合併協議会

<編集・発行>都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355-0396比企郡都幾川村大字桃木32番地(都幾川村役場内)

TEL090-8645-4361

090-4374-5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>